

関西防衛を支える会会則

(名称及び所在)

第1条 本会は関西防衛を支える会と称し、本部を大阪府におく。

(目的)

第2条 本会は国防の重要性を認識し、国民の防衛意識の高揚を図り、自衛隊の活動を支援することにより、我が国の繁栄と国民の安全・平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 国民に対する防衛意識の高揚を図るための活動。
2. 自衛隊の実施する諸行事に対する積極的な協力と支援活動。
3. 防衛に関する講演会の開催。
4. 自衛官の募集及び再就職支援。
5. その他本会の目的を達成するための事業。

(会員)

第4条 本会の主旨に賛同する個人又は法人の会員をもって組織する。会員の種類は次のとおりとする。但し、18歳未満の入会は保護者の承認を要する。

1. 一般会員（個人会員）
2. 維持会員（組織役員・会勢維持協力会員）
3. 法人会員（企業・団体）原則として役員に就任できない。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

1. ①会長1名 ②副会長若干名（会長代行1名）
③事務局長 ④支部長
⑤総務・財務・事業・研修・編集の各部長
⑥必要に応じ事務局長代理、次長、副部長及び補佐職をおくことができる。
⑦常任理事 ⑧理事 ⑨監事2名
2. 役員の内任期は2年とする。但し再任は妨げない。
3. 欠員により補充された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の内選任)

第6条 役員は次により選出し、総会で承認を受ける。但し個人会員に限る。

1. 会長は常任理事会で選出し、総会で承認を受ける。
2. 副会長、事務局長、事務局長代理、次長、補佐職、支部長、監事は会長が指名し、常任理事会の承認を経て総会で選出する。
3. 総務・財務・事業・研修・編集の各部長は会長が指名し、常任理事会の承認を経て総会で選出する。
各副部長については、会長は指名もしくは部長の推薦のうえ会長が指名し、常任理事会の承認を経て総会で選出する
4. 常任理事は理事会の内選による。
5. 理事は常任理事会で選出する。
6. 支部長は支部の推薦により、会長が指名する。

(名誉会長・諮問機関)

第7条 本会に名誉会長、相談役、特別顧問、顧問、参与をおくことができる。

1. 特別顧問・顧問は有識者を会長が招聘し、総会に報告する。
2. 相談役は常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問機関で、この会議に出席して意見を述べるができる。
4. 相談役は会長の諮問機関で、この会議に出席して意見を述べるができる。
5. 参与は有識者を会長が招聘し、総会に報告する。

(役員職務及び権限)

この会の役員は次の職務を行う。

1. 会長はこの会の代表として会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は別に定める順位によりその職を代行する。
3. 副会長の順位については会長が定め、常任理事会に報告する。
4. 事務局長は会務を掌理する。
5. 支部長は支部を代表し、支部の活動を常任理事会に報告する。
6. 常任理事は常任理事会を組織し、会の事業を執行する。
7. 理事は総会において議案を審理する。
8. 財務はこの会の会計事務及び財務を担当する。
9. 監事はこの会の事業及び会計を監査する。

(事務局及び支部)

第9条 1. 本会に事務局をおき、事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。
2. 本会に支部を設置することができる。支部には、支部長及び会計をおき、必要に応じ支部規則を定めることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会・三役会・常任理事会・理事会及び部長会とする。

1. 総会は年1回開催する。
2. 三役会(会長・副会長・事務局長)は会長の要請により開催する。
3. 常任理事会は、会長・副会長・監事・事務局長・支部長・各正副部長・常任理事・理事をもって構成し、2か月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。
4. 理事会は必要に応じて開催する。
5. 部長会(事務局長・各部長[会長・副会長は任意出席])は事務局長の要請により開催する。
6. 総会・三役会・常任理事会・理事会及び部長会は、開催後に必ず議事録を作成し、本部事務局にて保管する。

(議長)

第11条 会議は会長が招集し、常任理事会は会長が議長となる。但し、総会の議長はその都度、出席構成員の中より会長が指名する。

(会費)

第12条 本会員の会費は、次の通りとする。

1. 一般会員 年額1口 3,000円(1口以上)
2. 維持会員 年額1口 10,000円(1口以上)

3. 法人会員 年額 1 口 20,000 円 (1 口以上)
4. 会費が 3 年間未納の場合は、事前に通知し退会扱いとする。
5. 会費の納入及び未納者の事務処理については別途運営要領に定める。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入による。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会員の入会及び除名)

- 第 15 条
1. 入会希望者は入会申込書、ホームページからの申込において入会とする。但し入会者が反社会的勢力と判明した場合は入会を拒否することができる。
 2. 会員が本会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為のあった場合は常任理事会において除名することができる。

(会員の慶弔)

第 16 条 慶弔については三役に委ねる。

(表彰及びその他)

第 17 条 本会に貢献のあった会員並びに関係者（団体）に対し、常任理事会において選考し、表彰及び感謝状を贈呈する。

(会則の改廃)

第 18 条 会則の改定及び廃止は、常任理事会の承認を経て総会で決定する。

付則	この会則は	平成 11 年 1 月 1 日	より実施
		平成 12 年 1 月 1 日	一部改正
		平成 16 年 4 月 1 日	一部改正
		平成 30 年 1 月 1 日	一部改正
		平成 31 年 4 月 21 日	一部改正
		令和 3 年 4 月 25 日	一部改正
		令和 4 年 5 月 14 日	一部改正
		令和 6 年 5 月 12 日	一部改正
		令和 8 年 5 月 16 日	一部改正

以上